

No.8 2002年3月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第8回淀川部会の内容……………P.1
- 第8回淀川部会の説明資料より抜粋……………P.8
- これから開催される委員会および部会等について……………P.12
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.13
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.14

平成13年10月31日(水)、第8回淀川部会が行われました。



【チサンホテル新大阪にて】

第8回淀川部会 委員リスト

2001.10.31現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーキング・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 京都水と緑をまもる連絡会 共同代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	横村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榎屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授、 京都大学生態学研究センター教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

委員会委員長

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	芦田 和男	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	委員会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第8回淀川部会の内容

18名の委員が出席し、審議が行われました。第5回の委員会の概要説明、淀川水系の現状に関して委員より説明がなされ、委員および河川管理者からの検討課題について、意見交換が行われました。

第8回淀川部会(2001.10.31開催)速報

2001年11月19日現在

- 第5回委員会の概要説明と委員長からの挨拶
 - 庶務より資料1を用いて、第5回委員会の概要についての説明があった。
 - 今回の部会に出席された芦田委員長より、「委員会でも次から課題等の検討に入るため、今日、課題の検討を行う淀川部会に出席させてもらった。委員会と部会が一体となって、良い河川をつくってほしい」との挨拶があった。
- 田中委員からの主な説明
 - OHP、資料2を用いて、鴨川上流地域から下流の様々な川の表情をとらえながら、鴨川の現状が報告された。
 - 下流があつての上流ではなく、上流あつての下流だという認識を持つ必要がある。上流地域の環境保全が、流域全体の環境保全の基本だと言える。汚い物でも川に流せば良いという考えを改めなければならない。
 - 鴨川上流の現状あるいは提言、報告なりをさせていただき、今後の川の展望、あり方について皆さんに考えていただきたい。テーマとして過去の人間利用の川づくりから、川のための川づくりへの方向性を探る。
 - 上流域沿いには、シャクナゲ、山桜、ヒダサンショウウオ、オオサンショウウオ、アジメドジョウ、モモンガといった山草や生物をはじめとした豊富な自然が残され又、水源地としてこういった場所は子供たちの環境学習に重要である。
 - 流域ではあちら、こちらで不法投棄が行われ、廃材やコンクリートの破片などが川を占領している。また、川のすぐ横に焼却炉があり、1日中稼働して煙をあげている状況である。鴨川は森林河川、都市河川と南北ではっきりしており、北部の森林の緑豊かな環境を守り、育てることが永久の保全のテーマである。
 - 鴨川の、特に丸太町・今出川以北の空間文化・景観文化というのは、世界遺産に登録してはどうだろうかと言われているぐらい、非常に大切なところである。
 - 市街地は合流式なので、一定量の雨が降ると汚水が下水から鴨川に流れ込んでいる。上流は若干ではあるが分流式に改善されてきた。国際都市、歴史都市を目指しているのであれば、この問題にも取り組んでいただきたい。
 - また、鴨川についてはホームレスの問題もある。現在、橋の下で130名ぐらいが生活しており、この点も深刻であると思われる。

(質疑応答)

- 産業廃棄物問題について、現在河川管理者はどのような対策を行っているのか。また、災害復旧工事は環境に余り配慮せず行われているという印象を受けるが、どうなのか。
- 一般論として述べると、従来の災害復旧工事は非常に悪い評判だったが、現在では自然に配慮した工法以外は認めておらず、環境への配慮を大原則として行っている。(河川管理者)
- 河川管理者は、河川区域内に産業廃棄物を廃棄することは認めておらず、現在我々が管理している直轄管理区間では廃棄の実態は無いと考えている。田中委員からお話のあった上流域の管理者である京都府にも回答をお願いしたい。(河川管理者)
- 京都府でも基本的には直轄管理区間と同じ考えでやっている。田中委員が言われた事例は河川区域を外れたところに不法投棄された例であるが、そのような場合、河川に影響を与えるという面から指導することもある。我々は不法投棄等を重大な問題と認識しており、府全体を挙げて対策本部を設置し、道路管理、保健衛生、警察も一体となった取り組みを行っている。(河川管理者 京都府)

- ・法律上の精神としては、産業廃棄物は最初の排出者が最終的な処理まで確認することとなっている。その精神に反して、不法投棄が行われていることについて、どこに問題があるのか、きちんと把握する必要がある。
- ・環境が河川法の中に位置づけられた以上、国土交通省は水質保全に関してもっと積極的にかかわり、調査、監視、指導に至るまで徹底して行う必要がある。資料3-2「検討項目、ご意見とりまとめ表」のなかに、「他省庁、省庁内、府県との連携」が挙げられているが、これに関連して産業廃棄物処理場に関する管理もしっかり行ってほしい。

3. 河川管理者からの情報提供

・ビデオを用いて、木津川上流河川の平常時の状態と、9月10日の台風15号における増水時の状態が交互に、地点別に説明された。

- ・資料4「淀川河川公園基本計画改定に向けた提言」について以下の説明があった。
- ・資料4は淀川河川公園の整備の方策や方向を検討頂くために設立した、淀川河川公園フォローアップ委員会の提言である。この提言を受け、現在、淀川河川公園基本計画の改定案を検討している。
- ・河川公園と河川整備は表裏一体であるため、基本計画の原案を作成した段階で、再度淀川部会にて説明し、ご意見を伺った上で、河川整備計画とあわせて、計画をつくっていききたい。

4. 検討課題についての意見

- ・部長からの説明
- ・これまで、多くの現地視察を行い、委員の皆さんにもいろいろな考えが蓄積されてきたと思う。今回から、課題の検討に入る、ということで、事前に委員の方々から意見を集め、とりまとめた資料をお出ししている。ただし、資料は参考として出しているもので、これに固定するというものではない。
- ・今日は、まず総合的な部分の議論を主にお願したい。まず、委員全員に今のお考えを話して頂いた後に意見交換したい。

- ・庶務による資料説明（資料3-1、3-2、3-3）
- ・資料3-1は、今後の議論や頂いた意見の枠組みについて、あくまでイメージとして示したものである。
- ・資料3-2は、委員と河川管理者から頂いた意見を要約し、資料3-1で示した項目に分類したもので、これもあくまで議論のたたき台として用意したものである。
- ・資料3-3は、委員や河川管理者から頂いたそのままのご意見を束ねたものである。

・委員からの意見

- ・生物にとっては、資料3-2に記されている、「アジア、日本における琵琶湖・淀川水系の位置づけ」が最も重要な問題だと思われる。琵琶湖・淀川水系は他の水系と異なる、古代からの固有の生物群をもっているため、ぜひ河川整備計画の中にこのような視点を含めてほしい。
- ・治水面で見ると、キャラクターの違う3つの水系の集まりが琵琶湖・淀川水系だとすると、単川に近い水域とは少し違って、治水上のメリットを持っている水系かもしれない。このような点も生かした河川整備計画を希望する。
- ・河川管理というものを広くとらえた場合、国土交通省だけで行うには限界がある。例えば、廃棄物処理場の問題では廃棄物処理法、森林法に基づく担当省がどこまで規制できるか。川を線でなく面でもとらえるのであれば、これからは国土交通省だけでなく、各関係省庁がスクラムを組む必要がある。
- ・環境は一度破壊されるとなかなか原状回復できないので、事前に歯止めをすることが重要である。これまでの悪い結果を教訓にして、これ以上自然に手を入れないでほしい。河川事業というのは何かをすることも事業ではあるが、残された自然豊かな川を「触らない、保全する」ということも一つの大事な事業ではないか。
- ・消防士と同じような、水防を中心にした総合防災士という資格を与えるシステムをつくり、24時間対応できる体制を構築する必要がある。そのためには、ある程度の人員の確保や、専任で従事できるくらいの給与が必要である。次の世代を教育する防災学校も必要だと思う。淀川水系全体を国立公園に指定し、総合防災士が公園の監視や森林組合へ行くなど、いろいろな形に展開していくことを提案したい。
- ・川の生き物が安全に棲める川を還元したい。生き物が安全に棲める水は、人間にも安全である。

河川整備計画の「環境」という言葉を「自然」に変えてほしいと思っている。治水と利水のための整備は、仕方はないが自然に遠慮しながらすべきだと思う。但し、河川利用といって高水敷や水域を利用することには反対である。自然は人々の心を穏やかにしてくれる側面がある。そういう側面をもっと有効に活用すべきである。川の生き物が安心して増えていく川を残すためには、せめて昭和46年の淀川の基本計画が決定された時期の川には戻したい。

- ・検討項目の提案に際して、川という総合的な自然を頭に置いて考えると、多くの項目を挙げる結果となった。もし可能であれば、追加募集を行い、一般傍聴者や行政の方々にも提案をお願いして充実してほしい。自分としては、今、追加したい項目として、「国土交通省で計画している阪神疎水の問題」「畿央地域に首都機能が移転する場合の水供給と環境への影響負荷について」を挙げたい。
- ・NPOを開かれた河川づくりに関係づけるための具体的なプログラムを考えるべきである。行政だけではできないことも多いので、NGOやNPOの育成とキャンパシビリティを考えるべきである。また、土木工事と水防の関係が理解できる具体的な施策とする必要がある。
- ・河川工事を全部実施せずに、次の世代に残しておくということも考える必要がある。猪突猛進で全部やってしまうと、次の世代に必要な人材が育たないという事態にもなりうる。国土交通省をはじめ公共土木事業を担当する省庁がいかにコントロールしながら持続可能な開発を実施するのか。持続可能な開発を実現するためのプログラムを検討したい。
- ・川が景観的にも造園的にもよくなっているなかで、橋や護岸などの芸術性や雰囲気非常に目立ってきている。ヨーロッパの川では、橋や護岸の材質や色などが周辺とトータルにコーディネートされているのに対して、日本の川は非常に乱雑な外観であるように思う。このようなことにもこだわっていききたい。
- ・利水についても治水と同じレベルで中身を分析する必要がある。これまで治水についてはしっかりと進められているが河川利用や環境等を含んだ河川管理という大きな枠組みから見るとバランスがよくないと感じている。
- ・「河川管理者」は、管理だけでなく計画を作る立場でもあるので、もっと夢をもってやっていただきたい。
- ・総論として出されている意見は日本のどの川にもあてはまることなので、むしろ淀川のあり方を重点的に議論したい。今、目標としている河川整備計画の中でどうしようとしているのか、それが自然を守ることと矛盾するかどうか、矛盾を避けるにはどうしたらいいのか、という観点から検討したい。
- ・河川整備計画を本気で考えたい淀川を実現させなくてはならない。淀川本川の高水敷には川の自然が何も無い。雨が降ったときには被害が起きない程に水が入ってくるような高水敷が存在する淀川があって初めて、河川整備計画が実を結ぶのではない。
- ・山からの水が琵琶湖をへて大阪湾へ流れるように、川は最終的に海まで続いている。このようなことを踏まえて、川の位置づけをどう考えるかを基本に据えたい。
- ・同じ川でも農林水産省と国土交通省では考え方が異なり、国土交通省では川を食料生産の場と考えた取り組みがされていない。河川整備計画も治水中心になるのではと心配している。先程の委員のご意見と同じで、生物が棲んでいる川、水辺に草木が接触している川、そういうものを川と呼びたい。自然川という言い方をしてもいいと思う。今後、川のあり方を考える上では、生きものが棲める条件づくりが重要で、生き物が棲める川の持続性を保証できる限りにおいて公園などの利用が許されると思う。
- ・川は高地から低地へと瀬や淵を形成し、蛇行しながら流れるのが本来の姿で、洪水によって川幅や川筋が常に変化してきた。しかし、人口増加に従って、洪水による水害を防ぐために人間が川を制御し、自然破壊を大きくしていった。将来の川づくりとしては、河川環境を少しでも元に戻すべく努力する必要がある。源流域から河口まで魚が移動し、棲息できる河川整備計画とすべきである。そして、国土交通省、農林水産省、環境省等の関係機関等が連携する計画でなければ功を奏さない。
- ・琵琶湖・淀川水系は「近畿の顔」と言え、その顔がどれだけきれいに見えるかをかなり気にする必要がある。その時には水だけでなく、ライフスタイルや物質循環についての将来像も考えておく必要があるが、それをこの流域委員会で行うのは無理だと思うので、25年後、50年後の琵琶湖・淀川水系のあるべき姿を議論する場が別途必要ではないか。現在、科学技術総合会議で議論されている日本の重点科学技術の中に環境が挙げられ、流域もキーワードとして入っており、この委員会がこのような動きに同調すると、重要な役割を果たすことができるのではないかと。
- ・歴史や住民の思い入れがわかる形になっている川がいいと思う。「自然のままの川がいい」というご意見があったが、親の視点から意見をいうと、草が生い茂っている川は視界が遮られるため、安心という面で子供が自発的に親しめる環境ではないと思う。

- ・自己責任についての議論は総論の中に入らないのか。現地視察の時などに時々「自己責任」という言葉がでてきたが、子供が川にアクセスしやすくなれば自己責任を問われることになるなど、「これからは自分で考えて下さい」、という部分が大きくなるように感じている。
- ・川のそばに住んでいる者にとっては、やはり治水は大事である。ある程度、水があふれることを許すという議論があるが、危険の許容範囲についての議論が必要である。
- ・この流域委員会のことを知らない人もいるが、そのような人々も含め、幅広い意見をくみ上げる努力が必要である。
- ・河川のエキスパートである河川管理者の熱意や知識をもっと生かす仕組みがつかれないかと思う。住民は、いろいろ要望を持っていて、それが実現されない場合にその理由が分からない。接点がない限り、話し合いも理解も生まれないので、そのような所に河川管理者がもっと入りこんでいけばいいと思う。
- ・治水には、何年間に一度出る何トンの水に対応するためにこういう治水をするという目標があり、利水には、どのくらいの住民に対して何トンの水を取るという目標がある。しかしながら、「環境には目標値がない」ということが一番問題ではないかと思う。環境の目標について考えるには「健康な生態系とは何か」を考える必要があるが、今の生態学ではその問いに即答できない。ただし、生態系の目標値ができるまでの暫定的な一つの目標値の例として次のようなものが考えられる。樹林化した川に山鳥であるウグイスが繁殖した例があるが、ウグイスの来ないような健康な生態系にするには、河床を下げる必要がある。その際、どの時代の河床レベルまで下げるのか、その理由は何かをこの流域委員会で議論していけば暫定的な目標値になるのではないかと思う。そのような目標値が決まれば、何もしない勇気というものを国土交通省には持ってほしい。それは立派な見識である。
- ・今後の検討を行うには、時間のレベルが問題である。生物の種のレベルで言えば1万年単位、地震であれば1000年、人口変動であれば100年、河川計画では10年レベルなどの話があるが、こういう問題をどういうレベルで考えるのか、を検討する必要がある。明日影響が出るものは今日止めれば良く、1万年かかって影響が出るものは、1万年前にやめなければいけないと考えると、非常に長い時間の単位で影響が出てくるものほど早く検討しなければならない。そういう意味で、時間レベルを踏まえて問題を設定し、選択していかなければならない。
- ・自分の生活、地域というものは省庁の管轄のように分断されておらず、全て統合されたものなので、「総合化」という考えが重要であり、具体的には行政間の調整、連携ということになる。廃棄物処理法、森林法、都市計画法等も含めて行政間の調整を行い、法律を変えるなど、総合的に実施しないと話が前に進まないの、総合的な施策をお願いしたい。さらに、私たち人間はどのような生活が欲しいのかということも議論した上で、ゴルフ場はいらない、ここは自然に帰す、などを考えると良い。
- ・グローバルと言うが、ローカルもグローバルも変わらない。現況を皆さんと共有し、総合的に見て自分の役割を認識していくことが重要である。そして、人のネット、人の知恵が働いたネットが様々な分野で働き出して、住民、行政、研究者がお互いに動き始めなければ、本当の意味でより合理的にはならない。合理的にするためには、住民、行政、研究者が交流を行い、この流域委員会終了後も、いろいろな分野でこのような交流会が実施されるように活動したいと思う。
- ・理念や目標を明確にして、それらをベースに具体的な姿を描くとともに、その目標値が何なのかを検討することが大切である。淀川部会では、現地視察、勉強、議論を行ってきたが、2年、5年、あるいは10年ぐらいたった後に何も残らない可能性があるのではと危惧している。この流域委員会は全国的に初めての試みなので、何年後かに非常に良かったという具体的な何かを行うべきだという感想を抱いている。

・欠席委員からの意見紹介

庶務より、資料3-4をもとに欠席した委員からの意見が紹介された。

- ・「ハードウェア的なものからソフトウェアへ比重を置くべきである」「従来は河川管理者は利水と治水の河川技術者であったが、今後は総合的に管理できる人、あるいは組織が変わってほしい」など、10項目の今後転換すべき事柄についての意見が基本的な考え方、具体的方向、個別の項目において述べられている。
- ・従来の行政中心の計画から市民とのパートナーシップのもとでの計画のメニューをオープンに展開し、お互いの理解の上で計画を詰めていくべきである。そのためには、環境問題も含めて、流域全体での現状認識を官民同じレベルでやっていく必要がある。

・河川管理者からの説明

- ・当日配布資料『河川整備について、従来型から今後どのような転換をすべきか!』とスライド

を用いて、「河川整備の基本的な考え方に関する3つの転換」について説明があった。

第1の転換：「人間の利害の視点」からの河川整備 「河川の視点」および「人間の利害の視点」からの河川整備

これまでは人間がどうすれば被害を受けないのか、いかに川を利用しやすいようにするかという「人間からの視点」で河川整備を行ってきた。今後は、水、土、生物（人間含む）等によって構成される複合体である「河川系」という視点を加えて整備を進めていきたい。その際、「河川からの視点」と「人間からの視点」を同等に位置づけていく。

第2の転換：「河川を拘束、制御する」「河川に生かされる」

浸水に対してしたたかにやり過ごす地域づくりと洪水時の破壊的なエネルギーが破堤により一気に解放されることによって起こる壊滅的被害の回避を優先する。同時に浸水常襲地区の浸水頻度を低減することを推進する。また、濁水時の対応とのバランスを考えた、河川の水量は生態系のためにできるだけ自然のまま流すように工夫する。

第3の転換：「硬直的目標設定型計画」「順応的フィードバック式計画」

1度設定した目標に向かって、硬直的に整備を進めるのではなく、皆さんの合意を得た基本的な考え方のもとで優先順位をつけ、環境への反応などを考えながら整備を進めていくフォローアップシステムの確立が必要ではないか考える。

・部会長のとりまとめ

- ・今日は、全委員から意見を出して頂いた後に意見交換をしたいと言ったが、時間の余裕がなくなってしまった。しかし、これでもいいと思う。今日をスタートにして、今後、意見を出し合いながら、その中で出てきた議論すべき項目について時間をかけて議論していきたい。
- ・平成9年の河川法改正に大きなインパクトを与えた平成7年の河川審議会答申では新たな視点として「生物の多様な生息、生育環境の確保」をはっきり言っている。本日の各委員の意見とも共通点が多い。つまり、各委員の基本的な理念、川の今後のあるべき姿についてのイメージは、今の河川管理の転換の大きな流れにのっとったものであり、それほど大きく違ってないと感じた。
- ・大きな、抽象的な理念としては一致していても、具体的な問題となるとかなり差が出てくる可能性がある。その点についてこれから議論していく必要がある。

5. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・淀川は、人間ばかりでなく、鳥にとっても大変大切なところで、多くの野鳥が棲息しているが、最近減少している。淀川水系が1,600万人の命を支えている水源であることを考慮すると、やはり川を自然のままにすることが大切である。河川公園をグラウンドに利用することについても、自然を考慮して、最小限に抑えていただきたい。これまでの河川行政により、今は洪水がほとんどおきなくなっている。今後は、治水よりも環境を主とした河川整備を考えてもらいたい。自然が豊かになると、水もきれいになり、魚も帰ってくる。それが、下水もきれいに流そうという動きにつながり、計画も出来上ってくるのではないかと。

6. 次回の部会について

- ・今日は、基本的な考え方について意見を出して頂いたが、次の部会では、出して頂いた基本的な考え方がどのように具体的に従来の河川整備と違った形で現れるか議論をしたい。出された個別の問題について議論するとともに、今日できなかった基本的な考え方に戻っての議論も行っていきたい。個別の問題もたくさんあるので、今日の配布資料に挙がっている皆さんから提出頂いた検討項目の中から議論する項目を整理して、次回のご案内と一緒に送付したい。（部会長）
- ・次回の部会での議論の進め方について意見があれば出してほしい。（部会長）
- ・理念だけ走ってしまうと、全然具体に返ってこなくなるため、具体と理念を行き来して議論することは、とても大事だと思う。また、議論の進め方として一つ一つ段階を経る方法もあるが、実態をアトランダムに出していき、皆さんがその実態に対してイメージを自分なりに持っていくという方法もこれからはあると思う。

7. 意見交換

- ・資料3-1に示されている枠組みは、「治水・利用・環境」となっているが、なぜ「利水」ではなく「利用」なのか。「利水」の考え方を変えよう、ということなのか。
- ・この枠組みは1つのイメージとして示したものであり、あまり気にせずに意見を出して欲しい。（部会長）
- ・淀川の生物、歴史、風土の背景をもった「淀川スペシャル」の河川整備計画とするためにはどう

- すればよいか、を早目に詰めておくべきだと思う。どこにでもある計画ではつまらない。
- 今日の資料は治水、利用、環境というくり方で検討項目が整理されているが、今後議論する際、そのくり方自体が問題であり、その辺りを整理しておかないと何をセレクトして議論すべきかがまとまらないと思う。また、先ほど委員からも意見があったが、今のところ住民や自治体が何を課題と考えているかは、全く聴いていないので、委員や河川管理者以外の人々の意見を吸い上げる仕組みについてもこの部会で議論してほしい。(河川管理者)
 - 河川管理者が言われた、住民意見のくみ上げについては、各部会ばらばらに実施するのではなく、全体での考え方を決めておくべきだと思うので、運営会議なり、委員会で議論して決めてほしいと思っている。(部会長)
 - 枠組みの問題については、あまりとらわれず、まずは個別の問題を通してこれまでのやり方をどう転換すべきかを議論しなければならない。どの枠組みで議論しても、具体的な内容には変わりはないと思う。(部会長)
 - 基本的な考え方は、今日皆さんから出た「多様な生物が棲息できる状況に戻す」であり、これを踏まえてどう具体的に転換すべきかの議論を進めると、最後のまとめで枠組みや、その名前は変わるかもしれない。しかし、枠組みについても議論する必要はあるので、次回は最初に枠組み的なことについても意見交換していけばどうかと思う。(部会長)
 - これまでの部会では、議論が全くされず、説明を聞き、それぞれ感想を述べただけであった。議論で決めることと決められないことがあるが、個別の問題は治水、利水、環境全てに関わってくるので、問題点をできるだけ早く示し、それを理解できるように勉強しなければならない。
 - この流域委員会を一人でも多くの人に知らせ、どのような経緯のもとで実施しているのかをもう少しPRしてほしい。少しでも報道関係者に参加してもらい、一人でも二人でも住民の声をくみ上げられるような場づくりをしていくことが大切だと思う。
 - これだけの規模の会議では膝をつき合わせての議論は難しいので、有志を募る形で勉強会を立ち上げてはどうかと思う。
 - いろいろな問題が起こって、溢れてきているところをしっかりと知る、ということが大事である。また、最近いろいろな催しもあるので、委員がそれぞれに住民が何をどういう風にどの程度考えているのかを探してほしいと思う。
 - 一般の人々にはこのようにいろいろ教えてもらう機会がない。また、サイレントマジョリティーの意見はこちらが努力しないと汲み上げることができない。一般の人は何かきっかけがない限り理解は深まっていかない。
 - 出てきた意見を汲み上げること自身とても大事なことで、水面下のものを汲み上げることはある意味とても大変である。今、意見を受け取る受け皿はたくさんできており、関心があればつながっていく状況は生まれている。
 - 我々が出した項目が資料3-2に出ているが、これに異論が無いとは言えないので、委員に対して2次、3次募集するとともに、一般住民や行政の人々も項目の提案を行えるようにしてほしい。そのためにも今日の資料に示した項目を未定稿という形でホームページ等で公開してはどうか。
 - 出された意見を何かの体系をベースに付加していったら、検討項目が全体的に網羅されるようになれば、辞書のような形で役立つのではと思う。
 - 検討項目について一般に意見を求めるという提案は、住民意見の聴取の考え方に関係する。今日の資料は、一般に公開し意見を求めることを前提につくったものではないので、一度検討したいと思う。住民意見聴取については、全体として実施するもの、部会ばらばらで実施するものがあるのかもしれない。理念などについては、他の部会でも議論されるものといえ、一方、淀川の地域特性を考える上では部会で個別に意見を聞いてもよい部分も出てくると思う。そのような事項は、整理をし、時期を考えて、意見をくみ取りながら議論をしていけばよい。(部会長)

以上

注1：速報は、会議の概要をできるだけ早くお伝えするものであり、随時修正される可能性があります。なお、議事内容の詳細につきましては議事録をご確認下さい。最新の速報及び確定した議事録はHPに掲載しております。

注2：委員名については、情報提供を行った委員のみ記載しています。

*この部会速報は府県等の記者クラブに配布しています。



説明資料一覧

配布資料リスト

資料名		提供主体	ボリューム ()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	Y08-A
資料1	淀川水系流域委員会 第5回委員会(2001.9.21開催)速報	庶務	A4(9)	Y08-B
資料2	現状説明資料：田中委員提供『鴨川上流域からの報告』	委員	A4(1)B4(10)	Y08-C
資料3-1	今後の検討課題等に関するまとめ(案)	庶務	A4(2)	Y08-D
資料3-2	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表	庶務	A3(5)	Y08-E
資料3-3	各委員・河川管理者の提案内容	庶務	A3(1)A4(14)	Y08-F
資料3-4	第8回淀川部会欠席委員からのご意見	庶務	A4(1)	Y08-G
資料4	情報共有のための資料：河川管理者提供『淀川河川公園基本計画改訂に向けた提言/淀川公園フォローアップ委員会』	河川管理者	A4(20)	Y08-H
参考資料1	淀川水系流域委員会 第7回淀川部会(2001.9.10開催)速報	庶務	A4(6)	Y08-I
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(8)	Y08-J
参考資料3	検討スケジュール(案)	庶務	A4(1)	Y08-K
資料	情報共有のための資料：河川管理者提供『『河川整備について、従来型から今後どのような転換をすべきか!』・・・河川整備の基本的な考え方・・・』	河川管理者	A4(2)	Y08-L

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。また、確認のため資料請求Noを請求時に資料名とともにご記入下さい。

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっておりますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、原本がカラーのものはカラーで閲覧頂けます。

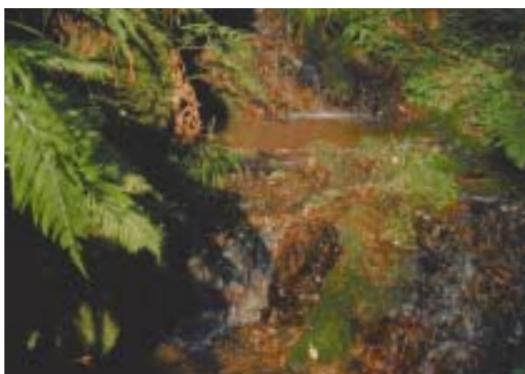
第8回淀川部会の説明資料より抜粋

田中委員説明資料より

田中委員より、資料2「鴨川上流域からの報告」とOHPを用いて、鴨川上流地域から下流までの様々な川の表情をとらえながら、鴨川の現状についての説明が行われました。以下に資料より主なものを抜粋して掲載しています。

鴨川の上流域に残された、豊富な自然の数々

由緒ある鴨川の水源



オオサンショウウオ



雲ヶ畑山中の季節の移り変わり



春

冬

大瑠璃（オオルリ）のヒナ



秋

豊富な自然を子供達の学習機会に



上賀茂地域で進む自然破壊



川を占領する廃材やコンクリート破片

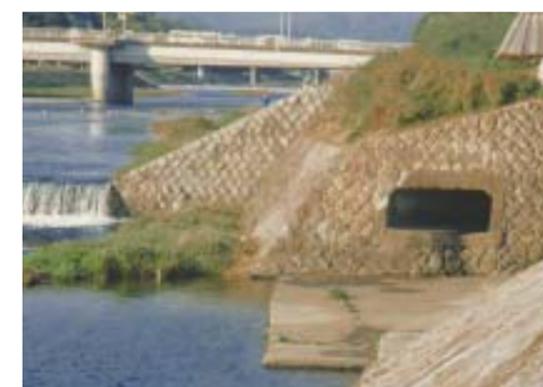


焼却炉では24時間煙が上がる



産業廃棄物の不法投棄

汚水が川に流れ込む地点



現在でも合流式が多い市街地では、一定量の雨が降ると汚水が下水から鴨川に流れ込む

河川管理者説明資料より

河川管理者より、資料「河川整備について、従来型から今後どのような転換をすべきか！・・・河川整備の基本的な考え方・・・」とスライドを用いて、河川整備の基本的な考え方に関する3つの転換についての説明が行われました。

以下に資料より主なものを抜粋して掲載しています。

「『河川整備について、従来型から今後どのような転換をすべきか！』
・・・河川整備の基本的な考え方・・・」

1. 「人間の利害の視点」からの河川整備

「河川の視点」および「人間の利害の視点」からの河川整備

これまでの河川整備の基本的な考え方は、「河川から人間（住民）が被る災害を少なくする」あるいは「河川水や河川空間を人間（住民）ができるだけ利用する」という人間の視点（人間の利害得失）から、「いかに河川を改造するか」に重きが置かれていた。

このような視点からは、「固有種減、外来種増」、「湿性から陸性への生態変化」、「環境基準はクリアーしているが、生態系から見れば水環境は改善されていない」等々は、課題とならないのではないか。

このため、水、土、生物（人間も含む）等によって構成される複合体としての河川系（生態系：エコシステム）という視点（河川の立場）を、河川整備の基本的な考え方にもどのように位置付けるかが重要である。

河川整備の基本的な考え方は、次の5種類ある。

人間の利害に関係しない「河川からの視点」は考えない。

従来からの「人間からの視点」に「河川からの視点」も配慮する。

「河川からの視点」と「人間からの視点」を同等に位置付ける。

「河川からの視点」をまず基本にして、その上で「人間からの視点」を考える。

今後は、「河川からの視点」のみとする。

近畿地方整備局としては、今後の河川整備の基本的な考え方は、『「河川からの視点」と「人間からの視点」を同等に位置付ける。』と考える。

そのような視点で考えると今後の河川整備は次のようになる。

「治水」、「利水」、「環境」の分類、順序の見直し

縦断的（山～川～海）不連続の修復

- ・魚の遡上、降下支障の排除
- ・湿地、河原の上下流連続の復元
- ・連続した水の流れの確保

横断的（河川区域外～河川敷～水域）不連続の修復

- ・ワンド、タマリの復元、高水敷の切り下げ
- ・周辺田畑と河川間の生物行き交い支障の除去
- ・市街地と河川の連続的一体整備

河川水質の修復

- ・流入負荷の河川自乗能力範囲内抑制
- ・遊泳場の復活

排水路、用水路、人工的利用空間（グラウンド、芝生広場等）土木構造的整備の是正

2. 「河川を拘束、制御する」

「河川に生かされる」

繰り返す破堤の輪廻からの脱却

- ・「浸水に対してしたたかな地域づくり」と「破壊的洪水エネルギー解放による壊滅的被害を避けること」の優先化、「浸水常襲地区の浸水頻度を低減すること」の推進

流量、水位変動管理の弾力化

- ・河川の水量は、生態系のためできるだけ自然のまま流す。

例えば、ダムを操作を工夫し、小さな洪水はそのまま流し、被害が発生し始める中規模の洪水以上から貯める。ただし、水道用水等の供給可能量は減少する。利水安全度は低下する。このことが可能か？

水利用の見直し

- ・水は余っているか、市民はどの程度水が必要か、どの程度節水可能か、既存施設でどこまで安定的に水供給できるかを精査。
- ・水需要抑制策の取り組み

3. 「硬直的目標設定型計画」

「順応的フィールドバック式計画」

基本的な考えのもとで優先順序の明確化

フォローアップシステムの確立

これから開催される委員会および部会等について

3月5日以降に開催が予定されている委員会または部会等は以下の通りです。
会議の傍聴をご希望の方、もしくはご意見等をいただける方は、電子メールまたはFAX
でお申込みください(別紙 もしくは のFAX送信票をお使いください)。

日時	会議	場所等
平成14年3月13日(水) 13:30~16:30	第11回 琵琶湖部会	アイリッシュパーク ガリバーホール 滋賀県高島郡高島町大字勝野670番地 TEL:0740-36-0219 JR湖西線 近江高島駅下車、徒歩約20分、バス約5分。バスをご利用の方には、近江高島駅13時07分発「アイリッシュパーク前」行きバスをご案内しております。運行本数が少ないのでご注意ください。
平成14年3月14日(木) 15:00~19:00	第13回 淀川部会	大阪会館 Aホール 大阪市中央区本町4-1-52 TEL:06-6261-9351 地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」下車 1番出口を北(車の進行方向と逆)に徒歩1分。 目印は津村別院(北御堂)
平成14年3月30日(土) ・意見聴取の会(仮)注1 10:00~12:00 ・会議 13:30~17:30	第9回 委員会	国立 京都国際会館 京都市左京区宝ヶ池 TEL:075-705 1234 地下鉄烏丸線「国際会館」下車、出口4-2から徒歩5分。 注1:これまでに流域委員会にご意見をお寄せ頂いた方の中から、委員の推薦により、数名の方を選出して会場におこし頂き、意見を伺うことを主旨とした会です。
平成14年4月7日(日) 13:30~16:30	第12回 琵琶湖部会	:未定

今後の会議開催日程のお知らせについて
会議の開催日程や場所が正式に決まりましたら、最新のニュースレターやホームページ等で、随時ご報告いたします。

これまで開催された委員会および部会等について

これまで(3月5日現在)以下の会議が開催されています。

	会議	開催日		会議	開催日
委 員 会	第1回 委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回 委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回 委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回 委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回 委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回 委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第7回 委員会	平成14年2月1日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第8回 委員会	平成14年2月21日(木)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
琵 琶 湖 部 会	第1回 琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第2回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第3回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
	第4回 琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)	第12回 淀川部会	平成14年2月5日(火)	
	第5回 琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)	猪 名 川 部 会	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第6回 琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)		第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第7回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)		第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	第8回 琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)		第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)		第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)
	第9回 琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)		第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)
第10回 琵琶湖部会 (意見聴取の会含む)	平成14年2月19日(火)	第7回 猪名川部会		平成14年1月18日(金)	
そ の 他				第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月27日(日)
				第9回 猪名川部会	平成14年2月15日(金)
				第10回 猪名川部会	平成14年3月4日(月)
			設 立 会	平成13年2月1日(木)	
			発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	

当日資料の閲覧・入手方法

紙面の都合上、ニュースレターでは資料内容を省略していますが、以下の方法で資料を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料は閲覧のみ可能とさせていただきます。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務まで

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用FAX送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名()

ご住所 (〒)

TEL()

E-Mail()

お名前()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、本ニュースレターのP.12もしくはホームページを参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 第8回淀川部会の資料郵送を希望される方は、P.7の配付資料リストを参照頂き、下記に送付を希望される資料の資料請求Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名()

ご住所(〒)

T E L()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.8

2002年3月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL(06)6341-5983 FAX(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。